

2021年8月30日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

一部お取引における印鑑不要手続きの取扱い開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、お客さまの利便性向上のため、窓口における一部のお取引について、印鑑押印を不要とする取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

これまで各種お取引の際は、お客さまより所定の用紙へお届け印の押印をいただいておりますが、個人のお客さまについては、下記の一部お取引の際に印鑑を押印いただくことなくお手続きが可能となります（運転免許証等でのご本人様確認が必要となります）。

当行は、今後ともお客さまにご満足いただけるよう、更なるサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年9月1日（水）より

2. 取扱内容

（1）対象となるお客さま

個人のお客さま（個人事業主のお客さまも含む）

（2）窓口でご提示いただくもの

- ① 通帳（喪失していない場合）またはキャッシュカードもしくは仙銀キャッシュクレジットカード（発行されている場合）

* いずれもご提示いただけない場合は、印鑑省略の取扱いはできません。

② 顔写真付きの本人確認書類

* 有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。また、確認書類に生年月日、住所の記載があるものに限ります。

(3) 押印不要の対象となるお取引

- ① 残高1万円以下の預金口座解約（通帳をご提示いただきます。）

対象口座：普通預金（定期預金預け入れの無い総合口座、決済預金含む）、貯蓄預金、
納税準備預金

- ② 本人名義の預金口座から本人名義の定期預金への預け替え（総合口座に限定）

- ③ キャッシュカード（本人カードのみ、代理人カード対象外）

ア. 発行

店頭での発行手続きのみとなります。

イ. 解約

キャッシュカード現物を回収させていただきます。

ウ. 変更（カード不良による再発行等）

店頭での再発行手続きのみ、かつ旧キャッシュカード現物を回収させていただきます。

* 氏名変更に伴う再発行を除きます。

- ④ 仙銀キャッシュクレジットカードの退会届

- ⑤ 届出住所・電話番号の変更

* 融資取引有、マル優・マル財・財形、法人IB契約先、でんさいネットサービスをご利用している場合は対象外といたします。

- ⑥ 残高証明書の随時発行

- ⑦ 仙台銀行インターネット・モバイルバンキングの解約

- ⑧ 預金口座振替停止（1回のみ）手続き

以 上

本件に関する問合せ先
事務部 事務管理課
電話番号 022-225-8240